

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

規則

◇規則 災害救助法施行細則の一部改正
◇告示 医療機関の指定

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和二十三年一月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

災害救助法第二十三条の規定による救助の程度、方法及び期間

一 收容施設の供与

(一) 避難所

1 避難所に收容することができる者は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者とする。

2 避難所設置のため支出することができるものは、次に掲げる費目とする。

イ 人夫賃

ロ 消耗器材費

ハ 建物器物使用謝金

3 避難所設置のため支出する費用は、次の額の範囲とする。

イ 既存建物利用の場合 一人一日 四円五〇銭

ロ 野外架設の場合 一人一日 五円二五銭

- 4 避難所設置の際において次に該当する場合は、前記一の(イ)の3の金額に次の範囲内においてそれぞれ加算することができる。
 - イ 天幕借上の場合 一人一日 一円五〇銭
 - ロ 冬期の燃料費(十月一日から翌年三月末日まで) 一人一日 一円五〇銭
- 5 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができる。

(二) 応急仮設住宅

- 1 応急仮設住宅に收容することができる者は、住家が全焼、全壊又は流失し、みづからの資力では住宅を得ることかできない者とする。
- 2 応急住宅の設置戸数は、当該市町村の全焼、全壊及び流失戸数の三割以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間の設

置戸数の融通ができる。

- 3 応急仮設住宅の規模及び設置に要する費用は、一戸当り五坪、坪当り単価一六、〇〇〇円以内とする。
- 4 応急仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、すみやかに工事を完成しなければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができる。
- 5 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から二年以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て必要最少限度の期間を延長することができる。
- 6 応急仮設住宅がその目的を達成したときは、厚生大臣の承認を得て払下げ等の措置をとることができる。

(一) 炊出しその他による食品の供給

- 1 炊出しは、前記一の(一)の1により避難所に收容された者、住家が全焼、全壊、半焼、半壊、流失又は床上浸水等のため、炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する者に対して行う。
- 2 炊出しを実施するため支出することができるものは次に掲げる費目とする。
 - イ 主食費
 - ロ 副食費
 - ハ 燃料費
- 3 炊出しを実施するため支出することができる金額は、一人一日五〇円以内とする。
- 4 炊出しを実施することができる期間は、災害発生の日から六日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要最少限度の期間を延長することができる。
- 5 住家の被害により、災者が一時縁故地等へ避難

(二) 飲料水の供給

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行う。
 - 2 飲料水の供給のため支出することができる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びにろ水用の薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
 - 3 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から六日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要最少限度の期間を延長することができる。
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により生活上必要な家財をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- イ 寝具
- ロ 外衣
- ハ 肌着
- ニ 身廻品

ホ 炊事用具

ヘ 食器

ト 日用品

チ 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。但し、家財のそう失又はき損の程度が甚だしくこの限度により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な費用を支出することができる。

- イ 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人を増すと
夏季 (四月一日から九月末日まで)	三、一七〇円	三、八五〇円	五、五四〇円	六、四七〇円	八、〇七〇円	一、〇九〇円
冬期 (十月一日から翌年三月末日まで)	四、七七〇円	六、〇五〇円	八、三四〇円	九、七七〇円	一一、二七〇円	一、五九〇円

ロ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人を増すと
夏季 (四月一日から九月末日まで)	一、〇五〇円	一、二三〇円	一、三九〇円	一、五五〇円	一、八三〇円	二四〇円
冬季 (十月一日から翌年三月末日まで)	一、二五〇円	一、四八〇円	一、七四〇円	二、〇〇〇円	二、二八〇円	二九〇円

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間に給与又は貸与することができない場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。

四 医療及び助産

1 医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して臨急的に実施し、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、一般の病院又は診療所（あん摩師、はり師、きゆう師、

柔道整腹師法（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩師又は柔道整腹師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

2 医療は、次の範囲内において行う。

- イ 診察
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ニ 病院又は診療所への収容
 - ホ 看護
- 3 医療のため支出することができる費用は、使用

した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費とし、やむを得ない事情のため、救護班によらず一般の病院又は診療所において医療を受けた場合には、社会保険診療報酬の額とし、施術者による場合には、協定料金の額以内とする。

4 医療を実施することができる期間は、災害が発生してから十四日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。

四 助産

- 1 助産は、災害発生の前後七日以内に分べんした者であつて、災害により助産の途を失つた者に対して行う。
- 2 助産は、次の範囲内において行う。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

- 3 助産のため支出することができる費用は、救護班による場合には使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は償行料金の二割引以内の額とする。
 - 4 助産を実施することができる期間は、分べんした日から七日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。
- #### 五 災害にかかつた者の救出
- 1 災害にかかつた者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
 - 2 災害にかかつた者の救出のため支出することができる費用は、舟艇、その他救出のための機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - 3 災害にかかつた者の救出の期間は、災害発生の

六 災害にかかつた住宅の応急修理

- 1 住宅の応急修理は、半焼又は半壊した住家で、自らの資力をもつてしては応急的修理をすることができない者に対して行う。
- 2 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等の日常生活に欠くことができない部分に対して当座の風雨をしのぐ程度の応急修理に限る。
- 3 住宅の応急修理をすることができる戸数は、当該市町村の半焼又は半壊した戸数の三割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間の修理戸数の融通ができる。
- 4 住宅の応急修理をすることができる規模及び費用は、一戸当り二〇、〇〇〇円以内の額とする。
- 5 住宅の応急修理は、現物をもつて支給する。
- 6 住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金は、住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯が生業を営むに必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて成業の見込が確実で償還能力のある世帯に対して貸与する。
- 2 生業に必要な資金を貸与することができる世帯は、当該市町村の全焼、全壊及び流失世帯数の二・五割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市町村相互間の貸付件数の融通ができる。
- 3 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、一件につき一二、〇〇〇円以内とする。
- 4 生業に必要な資金の貸与を実施することができる

る期間は、災害発生の日から一箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。

5 生業資金を貸与する場合は、次の各号の条件を附する。

- イ 貸与期間 二年以内
- ロ 利率 無利子
- ハ 確実な保証人 一人以上

八 学用品の給与

1 学用品を給与することができる者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼半壊又は床上浸水等により学用品をそう、失又はき損し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう、学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）とする。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

イ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、当該市町村教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

ロ 文房具及び通学用品費

(1) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた者

小学生 一人につき 一五〇円以内

中学生 一人につき 二八〇円以内

(2) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた者

小学生 一人につき 三〇円以内

中学生 一人につき 六〇円以内

4 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については一箇月以内、その他の学用品は十五日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。

九 埋葬及び火葬

1 埋葬及び火葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理の程度のものを行う。

2 埋葬又は火葬は、原則として棺、棺材、骨つぼ等の現物をもつて実際に埋葬又は火葬を実施する者に支給する。

3 埋葬及び火葬のため支出することができる費用は、一件当り大人二、二〇〇円、小人一、八〇〇円以内とする。

4 埋葬及び火葬を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。ただし、やむ

を得ない事情によりこの期間により難い場合は、厚生大臣の承認を得て、必要な期間を延長することができる。

一〇 応急救助のための輸送費

1 応急救助のための輸送費は、次に掲げる場合に支出することができる。ただし、これにより難い場合は、厚生大臣の承認を得て、支出することができる。

- イ 災者の避難
- ロ 医療及び助産における移送
- ハ 災者の救出
- ニ 飲料水の供給
- ホ 救済用物資（義えん物資を含む）の輸送

2 応急救助のため支出することができる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

一一 応急救助のための人夫賃

1 応急救助のため必要な人夫賃は、次に掲げる場合に支出することができる。ただし、これにより難い場合は、厚生大臣の承認を得て、支出することができる。

- イ 災者の避難
- ロ 医療及び助産における移送
- ハ 災者の救出
- ニ 飲料水の供給
- ホ 救済用物資の整理、配分及び輸送

2 応急救助のため支出することができる人夫賃は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のため必要な人夫賃の支出として認められる期間は、それぞれ救助の実施が認められる期間とする。

別表第二を次のように改める。

別表第二
災害救助法第二十四条第五項の規定による実費弁償のため支出する費用の限度

一 災害救助法施行令第十条第一号から第四号までに規定する者

（一）日 当

- イ 医師、歯科医師 一人一日 一、〇〇〇円以内
- ロ 薬剤師 一人一日 九〇〇円以内
- ハ 保健婦、助産婦及び看護婦 一人一日 五五〇円以内
- ニ 土木技術者及び建築技術者 一人一日 一、〇〇〇円以内
- ホ 大工、左官及びび職 一人一日 六〇〇円以内

（二）勤務手当

1 医師及び歯科医師については、職員給与に關する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。）の規定により医療職（三等級七号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

2 薬剤師については、条例の規定により医療職（

三等級一八号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

3 保健婦、助産婦及び看護婦については、条例の規定により医療職（二等級八号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

4 土木技術者及び建築技術者については、条例の規定により行政職四等級一四号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

5 大工、左官及びび職については、条例の規定により行政職五等級一一号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

（三）旅 費

1 医師及び歯科医師については、職員等の旅費に關する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。）の規定により医療職（三等級七号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

2 薬剤師については、条例の規定により医療職（

三等級一八号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

3 保健婦、助産婦及び看護婦については、条例の規定により医療職（二等級八号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

4 土木技術者及び建築技術者については、条例の規定により行政職四等級一四号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

5 大工、左官及びび職については、条例の規定により行政職五等級一一号給の職員に支給する額に相当する額以内とする。

二 災害救助法施行令第十条第五号から第十号までに規定する者。

（一）業者及びその従業者に対し実費弁償のため支出する費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三以内の額を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第三百十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとずき指定医療機関として次のものを指定した。

昭和三十三年七月八日

鳥取県知事 遠藤 茂

指定年月日	名称	所在地	管轄保健所名
昭和三十三年六月十六日	鳥取県立整肢学園	米子市上福原一、八三二	米子保健所

昭和四年四月十五日第三種郵便認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取
印刷所 鳥取県鳥取市東町取